

宮崎県最低賃金改正についての意見書

我が国の最低賃金制は、昭和34年に最低賃金法が制定されて以来、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図ってきたところである。

このような中、非正規労働者の増大やそれにとまなう低賃金層の増大に対し、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化するという最低賃金制度の役割はますます大きくなる一方で、最低賃金の影響を直接的に受ける多くの未組織労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない状態にある。

宮崎県最低賃金は、平成22年度からこの3年間で24円が引き上げられたが、平成24年度の宮崎県最低賃金額は653円であり、全国でも低い水準にある。

地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、宮崎県最低賃金に関し、下記事項について特段の措置がなされるよう強く要望する。

記

- 1 宮崎県最低賃金の改正にあたっては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。
- 2 宮崎県内で最低賃金未満の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。
- 3 最低賃金の履行確保のための監督にあたる労働基準監督官の増員などにより監督行政の抜本的強化を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
- 4 最低賃金引上げと同時に、中小企業に対する支援の充実を図ること。また、安定した経営を可能とする対策を早急に行うよう本省に対し要請すること。
- 5 宮崎地方最低賃金審議会の活発な議論と審議の透明性を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

宮 崎 県 議 会

宮崎労働局長 小林 泰 樹 殿